

## 市民福祉委員会会議録

### 1. 開催年月日

令和元年9月11日 開会 9時59分 閉会 13時54分

### 2. 開催場所

委員会室

### 3. 出席委員名

簀戸利昭	柳原英子	西村慎次郎	惣台己吉
藤原浩司	三輪順治	大滝文則	

### 4. 欠席委員名

なし

### 5. その他の会議出席者

(1) 議長 坊野公治

#### (2) 説明員

副市長	猪原慎太郎	市民生活部長	佐藤和也
健康福祉部長	山田正人	病院事務部長	田平雅裕
市民生活部次長	井口勝志	健康福祉部次長	沖津幸弘
病院事務次長	一安直人	健康福祉部参与	和田広志
子育て支援課長	岡崎祐一	協働推進課長	川上益史
環境課長	谷みち子	健康福祉部参与	三宅早苗
健康福祉部参事	原田恒司	甲南保育園長	阪谷佳美
芳井保育園長	三宅弘美	偕楽園長	竹井博範
芳井支所長	岡田光雄	美星支所長	川上邦和
福祉課長補佐	片山恭一	戸籍住民係長	岩本陽子
総務課長補佐	伊藤圭史		

#### (3) 事務局職員

事務局長	宮良人	事務局次長	藤原靖和
主任	多賀大祐		

## 6. 傍聴者

- (1) 議員 妹尾文彦、多賀信祥、山下憲雄、三宅文雄、上野安是、佐藤 豊
- (2) 一般 0名
- (3) 報道 1名

## 7. 発言の概要

**委員長（簗戸利昭君）** それでは、皆さんおはようございます。

ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをお願いいたします。

**副市長（猪原慎太郎君）** 皆さんおはようございます。

9月に入りましたけれども、まるで8月に舞い戻ったかのような本当に暑い日が続いております。暑さ、寒さも彼岸までといった言葉がありますが、いましばらく暑い日が続くのかなというふうに思っております。委員の皆様方におかれましては、くれぐれもお体をご自愛いただきたいと思いますと思っております。

また、先週の火曜日には、新見市のほうで局地的豪雨によりまして家屋の浸水など大変大きな被害が発生をしております。岡山県市長会を通じて支援の要請がございましたことから、本市におきましては先週の木曜日、金曜日の2日間におきまして土のう300個のほうを送り届けたところでございます。それこそ記録的短時間大雨情報といったものが発表されるような猛烈な雨、こういったものはいつどこで降るかわからないといったような報道もなされているところでございます。正確な情報をタイムリーにわかりやすく皆さんにお伝えをしていかなければならないと思っております。

そのような中、本日は市民福祉委員会を開催をいただきまして、皆様方には何かとご多用の中、お繰り合わせご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

この委員会に付託されております案件でございますが、条例案件が4件、事件案件が1件、その他所管事務調査の調査事項が3件ということでございます。皆様方におかれましては、慎重にご審議をいただきまして、また適切なご決定を賜りたいというふうに思っております。

お手元に本定例会報告事項をお配りしております。後ほどお目通しのほうよろしく願いいたします。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

〈議長あいさつ〉

〈議案第64号 井原市印鑑条例の一部を改正する条例について〉

**委員（西村慎次郎君）** 第2条でコンビニエンスストアでの交付が始まりますよということで改正になっていますが、このコンビニエンスストアでの交付の仕組みについてのご紹介いただけますか。

**市民生活部次長（井口勝志君）** コンビニ交付の仕組みということでございます。

こちらは、全国に今5万4,000店舗ぐらいあるコンビニエンスストア、それから契約をすることで該当となる一部の店舗、そちらで市役所の公的な証明書、住民票ほかの証明書を取得することができるという仕組みでございます。これには個人番号カードの取得が必要となっております、仕組みとしましては市がJ-LISといいますコンビニ交付を所管しております団体と契約をすることによって、こういったサービスが受けられるということになっております。

**委員（西村慎次郎君）** 先ほどお話が出たJ-LISと契約するのは、個人ではなくて団体、自治体がするという理解でいいんですね。

**市民生活部次長（井口勝志君）** そうでございます。

**委員（西村慎次郎君）** 印鑑証明を出すために、印影というのは今は庁内で管理されていると思うんですが、印影も多分個人情報に値するのかなと思うんですけど、個人番号がついていくと。それはJ-LISのほうで管理されることになるという理解でいいんですか。

**市民生活部次長（井口勝志君）** 住民票それから印鑑証明の印影等、それぞれのものは各自治体で管理をしております。例えば、コンビニ交付で印鑑証明をとりたいということでコンビニエンスストアにお客様が行かれて、機械操作をされましたら、その情報がJ-LISの証明書の交付センターに届きまして、そこのホストコンピューターから該当の自治体のサーバーを通しまして必要な情報にアクセスをして、その情報を引っ張ってきます。その情報が最終的にコンビニエンスストアの店頭にいらっしゃるお客様のところに届きまして、証明書として交付をされるということになります。

**委員（西村慎次郎君）** ということは、今、庁内のシステムは24時間稼働してなくて、バックアップ等でとまっているんだけど、今度コンビニ交付になってくると24時間提供可能な仕組みを構築するということになるんですか。

**市民生活部次長（井口勝志君）** そのようになります。ただ、住民の異動等の届け出等につきましては、開庁時間内に届け出があるわけです。そういった届け出ができたものを随

時、登録し管理をしておりますので、それができたところへアクセスをされて、最新のものが提供されるということになります。

**委員（西村慎次郎君）** 今、自動交付機とか窓口で印鑑証明などがとれているんだけど、今度、自動交付機はなくなり、マイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアで印鑑証明がとれるんだらうけれども、今までは委任状があれば家族の者がとれていたんですけど、コンビニ交付だと家族の印鑑証明などはとれないということになるんですか。

**市民生活部次長（井口勝志君）** 印鑑証明につきましては、本人のみとなります。現在でも、印鑑証明については印鑑登録証が登録者ごとにできておりまして、それを確認することによって交付をしております。コンビニ交付につきましても、マイナンバーカードを使う場合、その人個人の証明書ということになります。

**委員（西村慎次郎君）** 例えば、家族のマイナンバーカードを持ってきて、そのコピー機に認証させてやると出てくるのか、もしくは第三者がそのマイナンバーカードを持ってやっても出てくるのか、そのあたりの本人確認というのは、コンビニエンスストア上ではどうなるんでしょう。

**市民生活部次長（井口勝志君）** まず、マイナンバーカードを申請して交付をいただくときに、しっかりと本人確認をした上で交付をさせてもらうようになります。交付をする時点で、その人にしかわからない暗証番号の登録をしていただきます。ですので、暗証番号を登録したマイナンバーカードを持っていかれるわけですので、原則はその人しか知り得ないので、その人しか交付は受けられないということになろうかと思えます。

**委員（西村慎次郎君）** コンビニエンスストアに行ってマイナンバーカードを出せば出るわけじゃなくて、マイナンバーカードを入れて暗証番号を入れなさいと言われて暗証番号を入れたら印鑑登録証が出てくるという仕組みで、その暗証番号が漏れなければセキュリティーは保たれるという理解でいいですか。

**市民生活部次長（井口勝志君）** そのとおりでございます。

**委員（西村慎次郎君）** 今度、自動交付機がなくなるということで、今、自動交付機で使っている市民カードや住基カードというのは、今後の利用範囲というのはカード自体がなくなるのか、ほかの利用範囲があって継続していくのか、その辺はどうなりますか。

**市民生活部次長（井口勝志君）** 現在自動交付機で使われております市民カード等につきましては、自動交付機が廃止となりますと住民票と印鑑証明の交付はできなくなります。ただし、市民カードにつきましては、印鑑登録証を兼ねておりますので、市民カードをお持ちの方につきましては、引き続きそれが印鑑登録証という形は残りますので、それは保持をしていただくということになります。

**委員（西村慎次郎君）** 今後、自動交付機がなくなりますという市民への周知も必要ですし、コンビニ交付が始まりますというのも市民への広報が必要かなというふうに思っていますが、そのあたりはどのように進められますか。

**市民生活部次長（井口勝志君）** 市民の方への周知が必要と思っております。今後、「広報いばら」でありますとか井原放送、市政だより、お知らせくん、井原市メール配信等を用いまして、市民の方に広く周知をしたいと思っております。それから、本庁市民課、芳井、美星の各支所の窓口にも、自動交付機を廃止します、コンビニ交付を始めますというようなお知らせ、チラシを置いたり、自動交付機のところにも、廃止をしますというようなお知らせのチラシを置くなどして広報していきたいというふうに考えております。

**委員（惣台己吉君）** 証明書をとるに当たって、金銭は発生しますか。

**市民生活部次長（井口勝志君）** 現在、各窓口で証明書をとられている代金と同額の300円が必要となります。

**委員（惣台己吉君）** 今までと同様ということですね。

**市民生活部次長（井口勝志君）** そのとおりでございます。

**委員（惣台己吉君）** ありがとうございます。

**委員（三輪順治君）** 先ほどのコンビニに関する質問とそれから氏、旧氏の間関係を教えてもらっていいですか。

コンビニの使用は大変結構でございますけれども、説明を聞き漏らしたかわかりませんが、現在、住基カードとかマイナンバーカードを持っていない方で、印鑑登録証、印鑑登録カードを持っている人がいらっしゃるはずなんです。このコンビニ交付に変わりますと、印鑑登録証、いわゆる暗証番号が入っていますけれども、そのカードはまだ並行で使えるんでしょうか。それとも切りかえ時に使えなくなるんでしょうか。

**市民生活部次長（井口勝志君）** 市民カードにつきましては、自動交付機の廃止とともに証明書の交付はできなくなりますが、印鑑登録証を兼ねておりますので、市民カードをお持ちの方は引き続き使えるようになります。

**委員（三輪順治君）** それは理解するんですが、印鑑登録証しか持っていない人はどうするんですかと聞いているんです。

**市民生活部次長（井口勝志君）** 失礼いたしました。印鑑登録証しか持っておられない方につきましては、基本的にはこれまでどおり窓口で申請を、登録証と一緒に届けていただきますと証明はとれるんですけれども、コンビニ交付の場合にはマイナンバーカードを取得していただく必要がございます。

**委員（三輪順治君）** きょうが9月ですから、運用が恐らく4月だろうと思います。もう

半年しかありません。自動交付機による印鑑証明書の写し、これは相当重要な書類なんです  
が、私の記憶では、結構件数使われているようなんです。そうすると、この条例が通れば、  
当然その方向で準備されると思いますけれども、新しいものにかわるということは、今まで  
使えていたものが使えなくなるという心理的な抵抗もあります。新しいものに変える場合  
は無料ですか、有料ですか。また、窓口本人が来なければ、マイナンバーカードは出して  
もらえないんですか。

**市民生活部次長（井口勝志君）** マイナンバーカードですけれども、申請につきましては、  
個人番号通知カードが届いたときに、その下側のところにマイナンバーカード申請書も  
ついておりますので、例えばスマートフォンをお持ちの方でしたらスマートフォン、それか  
らパソコンをお持ちの方でしたらパソコンを使って申請の手続きをしていただければ、市役所  
にお越しにならなくても申請はできます。

それから、証明用の写真を撮る必要もありますので、ご高齢の方など、そういったことが  
困難という場合には、支所も含め市役所では、窓口において申請の支援をさせていただいて  
おりますので、これは継続して行う予定としております。

それから、申請からおおむね1カ月ぐらいでカードが市役所へ届いてきます。それを受け  
取りに来ていただくときには、ご本人の方に来ていただいて、暗証番号の登録等をしていた  
だきますので、交付の際にはご本人に窓口へ来ていただく必要がございます。

**委員（三輪順治君）** 例えば寝たきりで動けない人で、家、土地などの財産があり、不動  
産関連の取引をする場合には、どうしても実印とともに印鑑証明書が要りますよね。そうす  
ると、印鑑証明をとる方法が、従来は印鑑カードがあれば窓口の交付機で運用上、黙認なん  
ですけども、濃い親戚の方とかでできたんだけど、今度はそれができないということになる  
と。それからマイナンバーカードをつくらないといけない。その場合、本人が来て暗証番号  
も登録しなさいと。ところが、本人がいわゆる成年被後見人的な状態の場合に、後見人や補  
佐人がついていればいいんですけど、病院でも施設でも、本人が行かれない状態にある場合  
も容易に想定できるんです。そういうところの細かい配慮はどうしても要るので、制度上そ  
ういう仕組みになっているのでやむを得ないんですけど、保健師なりあるいは施設の方々  
も協力いただいて、これから高齢社会ですから財産処分の関係、葬儀の関係、たくさん出て  
くるとおられますので、フォローしてあげないといけないと思っていますので、たくさんの  
課題がありますから、慎重に検討して、一番いい手順を見つけて、協力をしてもらう方には  
してもらおうということで取り組みをお願いしたいと思います。

手数料を300円で据え置かれたのは大変いいことだと思います。普通だったら、コンビニ  
交付にするときには大変お金がかかっていますから、手数料がちょっと上がるような雰囲気

気がしたんですが、今回、手数料条例で出ていないので、300円据え置きは大変結構なことでございます。

次に、旧氏の印鑑登録の仕方なんですが、特に女性なんでしょうけど、結婚して氏が変わる、だけれども結婚前の旧氏を使いたいという方は、今日的には多ございます。変更をされるこの条例も、そういう時代背景に合ったものに思いますが、その場合住民カードにはどんな表記になるのかということと、現姓と旧姓がありますが、現姓も使いたい、旧姓も使いたい。例えば、例が悪いですが、不幸にも結婚歴が何回かあって、この旧姓を使いたいという本人の希望がある場合、どうすればいいんですか。その2点について教えてください。

**市民生活部次長（井口勝志君）** まず、旧氏につきましては、三輪委員がおっしゃったとおり、主に女性活躍ということで取り入れたものでございまして、こちらにつきましては例えば住民票でありますと氏名欄がありまして、そこに姓と名があります。その1段下に1行加えまして、そこへ旧姓何々というような表記がなされることになっております。

それから、どの旧姓が使えるのかということなんですけれども、初めて旧姓の記載を申請される場合には、その方の過去の戸籍に記載をされておりました旧氏のどれでも登録することは可能となっております。ただし、氏が変わった場合には直前に称しておられた旧氏に限り変更が可能ということになっております。

**委員（三輪順治君）** いずれにしても、今ご答弁を聞く中で、いい制度だと思います。結婚の氏の問題についても議論されていますけども、印鑑登録に旧氏をお使いになることは大変いいことだと思います。その場合、窓口で混乱しないように。旧姓が1個しかない場合は本籍地の戸籍を持ってくればよいと思うんですが、例えば使いたい氏に選択肢がある場合、それは本人が選択すればよろしいと。しない場合は住民票にある一番直近の旧氏、これを本人が言えばつけると。いずれにしても本人が言ったほうがいいんですね。

**市民生活部次長（井口勝志君）** 基本的には本人の申し出により対応させていただく制度でございます。ただし、初回は本人の希望されるものが記載できるんですけれども、先ほど申したとおり、氏が変わった場合には直前に称された氏しか選べないというようなことはございます。

**委員（三輪順治君）** 実印というのは本人の人格をあらわすものなので、大変大切なことなんです。例えば私の名前ですと三輪順治ですが、私の旧氏が例えば大舌順治だったら三輪（大舌）順治になったときに、印影がそれ以外のものだったら当然無効ですけども、そのところはご本人によく説明しながらやっていたかかないと、多分旧姓で取引をしないといけないような事情のある方もいらっしゃると思います。法律関係でややこしいことが現場では起こり得ますので、十分配慮しながら運用をやっていただきたいと思います。

私は、こういう改正は今日的な時代を受けてのものだと思います。他市町や県でいろいろな情報を得て、いろいろな問題点を潰して、特に西村委員おっしゃったようにセキュリティーの問題が非常に気になるんですが、この議案が通れば万全を期して取り組んでいただきたいと思います。

**委員（大滝文則君）** これは、住民基本台帳法施行令の一部改正ということで、国を挙げてやるということによろしいですか。

**市民生活部次長（井口勝志君）** そうでございます。

**委員（大滝文則君）** 附則で第2条の規定により令和2年3月1日を目途に全国一斉にということ解釈すればよろしいですか。

**市民生活部次長（井口勝志君）** 済みません。先ほどのご質問は、国を挙げてかということでありました。旧氏については、全国的に法改正がなされて取り組むということになります。それから、コンビニ交付につきましては、国は推奨されております。ただし、取り組みをするかしないかはあくまでも自治体の判断ということになっておりまして、井原市では来年の3月1日を目標に取り組みを進めているということでございます。

**委員（大滝文則君）** 他市町の動向については把握されていますか。

**市民生活部次長（井口勝志君）** 県内の他市町村でいきますと、8市3町が現在導入済みでございます。

**委員（大滝文則君）** 今後のその動向はどういうふうに把握されていますか。

**市民生活部次長（井口勝志君）** 今後なんですけれども、他の市町村でも検討をなされているところが何団体かあるようにはお聞きしているんですけれども、市で確認した時点では、取り組みを現在考えていないというような市町村もいらっしゃいました。

**委員（大滝文則君）** 終わります。

**委員（三輪順治君）** 今カードでできる写しの対象は、住民票の写しと印鑑証明書の写しの2つだけなんですか。

**市民生活部次長（井口勝志君）** 現在自動交付機でとれるものは、住民票と印鑑証明の2証明のみでございます。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉



〈採決 原案可決〉

〈議案第65号 井原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第67号 井原市立保育所条例の一部を改正する条例について〉

委員（大滝文則君） この条例を改正することによって井原市が受ける影響額というのはどのようになっていますか。

子育て支援課長（岡崎祐一君） この条例を改正して、国の保育料の無償化の対象とならない部分も全て無償化するというところでございますが、保育料の収入として無償化になります額は1年間で約2億8,000万円と試算をしております。

委員（大滝文則君） 全体ではなくて、この井原市の影響額だけを。

子育て支援課長（岡崎祐一君） 申しわけございません。全体での数字を申し上げてしまいました。井原市の影響額としましては、ゼロから2歳の住民税課税世帯対象に無償化を行います。年間で約9,800万円を見込んでおります。

委員（藤原浩司君） これは、保育園の待機児童ということで本会議でも部長から説明があつて、2名出ているというふうなご説明がありましたけど、2名でも待機児童が出るということは本当に働く親御さんにとっては悲痛な思いだと思いますが、これに対する対応は部局ではどのようにお考えでしょうか。

子育て支援課長（岡崎祐一君） 待機児童につきましては、この10月以降の無償化を受けましてこれからもふえていくのではないかと考えておりますけれども、保育士の不足による受け入れ側の整備ということが必要になってくるのではないかと考えております。

委員（藤原浩司君） それは当然のことだろうと思うんですが、例えば医療費のことで

コンビニ受診とかということではなかなか高校生まではただにならなかったんですけど、これも同じことでコンビニ保育みたいなもので、それこそ無料化だから入れようと。本当にこの人が保育園に入れるのかどうなのかということを経る協議会のような場がありますよね。そこの方にもっと厳しい算定をしてもらうのも一つの手ではないかなと私は思うんです。

といいますのも、例えば今までは同居じゃなくても近くにおじいさん、おばあさんがおられるところで見えていただいていたのに、ただだからこそ保育園に入れるというような形は、やっぱりしっかりと調査をして、その方の周りを全てをよく把握した上で保育園に入れるというような形をとっていかないと。私が知り得る中でも、同居ではないんですけど、同じ敷地内に結婚されて名字が変わっている娘さんが、親御さんと一緒に土地で生活されている。でも建屋は別ですから別住居ということになるということになって、働くから見てもらわなれないといけない。でも、そこのおじいさん、おばあさんのどちらかは家に常にいるというような状況が多々あります。

そういった方をやはりよく把握して調査しないと、それこそ区別もつかなくなって要らないお金も使っていかなくちやならなくなりますし、本当に必要な方にとって保育園を使えないような状況になりますので、保育園ですから保育士とかをふやすのは当然ですけど、なかなかいないからふえないと思うんです。となると失礼な話ですが、ふるいにかけるということは大変必要なことではないかと思うんですが、この辺に関しては部局はどのようにお考えですか。

**子育て支援課長（岡崎祐一君）** 保育園の入園の審査につきましては、さまざまな角度からその方の審査を行いまして、保育に欠けているというようなことを認められた者で入園の手続を行っております。藤原委員が言われましたように、今後、保育園の需要がふえ、待機児童がふえていくというのが見込まれる中で、さらにしっかりした審査を進めてまいりたいと考えております。

**委員（藤原浩司君）** ぜひともそこは、難しい場面もありましようけど、ほかの親御さんとかいろんな方の聞き込みも必要なので、きちんとした体制をとっていただくのと、これは私らの委員会とは別に総務文教委員会になりますが、幼稚園に行くという話ができると思うので、その辺の連携も、この保育園との連携もきちんとしていただくように、そうすれば待機児童が出るようなことはないのではないかというふうに思いますので、その辺は縦割り行政じゃなくて、縦横の十分なつながりを持って、井原市で育っていく子供のためにしっかりと福祉向上をしていただくようお願いいたします。

**委員（三輪順治君）** 先ほど大滝委員の質問の答弁で、ゼロから2歳児の住民税課税世帯を対象に無償化することで、単市で9,800万円の負担の影響が出るというふうに聞きま

した。世帯の所得の階層に応じて試算されていれば、公表しても構わないのならそれは言うてもらわないと、審議を深める意味でも必要だと思われまますので、明らかにしていただきたいというふうに思います。

**子育て支援課長（岡崎祐一君）** 住民税課税世帯の所得別の状況といたしますか、試算ということでございますけれども、こちらについては資料を持ち合わせておりませんので、お答えが難しいです。

**委員（三輪順治君）** 年間1億円。子供の数が減ってきていますから、そんなに急にふえるとは思いませんが、でも相当額が一般財源でございますね。この財源の裏打ち財源、つまり国や県やその他のところが何か補填してくれるのなら、あるいは将来国が全部見るのなら、それはいずれかは解消されるでしょうけれども、現時点でのこの影響額に対する他財源の見込みがあればお示しをください。

**子育て支援課長（岡崎祐一君）** 市独自の無償化部分に係る財源というようなことだと思うんですけれども、こちらにつきましては、大きい枠組みの中で申し上げますと、消費税が8%から10%に引き上げになり、地方消費税の交付金の増収というようなことも今後、見込まれますことから、そうしたものも財源といたしまして全体の国制度の無償化及び市独自の無償化も図ってまいりたいと考えております。

**委員（三輪順治君）** 2%消費税が上がることによって、その額は幾らですか、試算されてますでしょうか。

**子育て支援課長（岡崎祐一君）** 地方消費税交付金という形で市町村には歳入をされておりますけれども、消費税が増税になりまして地方へ入ってくる額がふえますが、平準化されるのは令和3年あたりと見込んでおりまして、平準化されますと現在の交付金から約2億2,000万円ほどの額がふえたもので入ってくるのではないかという試算をしております。

**委員（三輪順治君）** 今、初めて増税分に対する市への影響額をお聞きしたのですが、それはもちろん社会保障全般に使えますから、年金、医療、介護、子育て、要はトップ、為政者である市長のリーダーシップによるのですが、余りにも聞いてびっくりするような額なのですが、この額が平準化されたときに入ってきたとしても、仮に子供の数が減ったとしても、所得構造がそんなに大きく一遍に変わるとは思えませんので、ダメージを受けるのは間違いないので、こういう場合にはやっぱりスクラップ・アンド・ビルドで、思い切った政策をとって、子育て、住みやすいまちをつくるという市長の思いを実現するためには不可欠なこれは一つの条件だと思います。ですから、私個人としてはそういうつもりで考えておりますけれども、市全体としてはいろんな面からの検討をお願いしたいということをお知らせま

して、質問を終わります。

委員長（簀戸利昭君） 住民税課税世帯についての試算の件はよろしいですか。

委員（三輪順治君） よろしいです。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第68号 井原市立小規模保育事業所条例の一部を改正する条例について〉

委員（三輪順治君） 美星にあります保育所のゼロ歳、1歳、2歳の子供の数を教えてください。

子育て支援課長（岡崎祐一君） 美星保育園のゼロ歳児、1歳児、2歳児の現在の数でございますが、9月1日現在でゼロ歳児が3人、1歳児が4人、2歳児が6人で、合計13人でございます。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第73号 井原市養護老人ホーム借楽園の指定管理者の指定について〉

委員（大滝文則君） ここへ上がってくるということはほぼお話ができているということでしょうけども、運営や指定管理料等々につきましては、今後の協議ということで、この議

案が通った後にそういった具体的な作業に入っていくということで理解すればよろしいでしょうか。

**借楽園長（竹井博範君）** おっしゃるとおり、同意をいただきまして、それから協議に移りたいと思っております。

**委員（大滝文則君）** わかりました。

あと、入所者等の環境の変化というか、今、定員の約半分ぐらいが入所と記憶しているのですが、今後はこの空きスペースについて、社会福祉法人恭和会においてほかの利用方法もあるということも考えられますか。そのあたりはどうでしょう。

**借楽園長（竹井博範君）** 借楽園の入所者が、定員50人に対して9月1日現在で24人でございます。今後は、この入所者の養護について指定管理をお願いしていくわけですが、指定管理者の意向によってはそういうこともあるかと考えております。

**委員（大滝文則君）** わかりました。

**委員（三輪順治君）** 公募した結果、1法人のみでございまして、行革の方針でも指定管理も決まっていますので多くは申しませんが、現在借楽園にかかわる予算額は総額が大体1億円程度であると私は理解しています。

この指定管理するメリットというのは、私が言うまでもなく、公共性に鑑み、経済性とかサービスの向上ということで、大滝委員がおっしゃったように今まで市が直営だったものが、これが民間に指定管理になると多彩なメニューがひょっとしたら出てくるかもしれません。

ただ、言いたいのは、1億円という大枠の範囲内で常識的な指定管理をしていかないと、養護老人ホームですから、いろんな経費が県や市を通して施設へ入るわけですから、指定管理料を設定する際にそのあたりも考慮し、どちらもハッピーになるような交渉をしていただいて、ぜひともうまく4月1日に移行していただきたいと思うのが一点と、現在借楽園にお勤めの方で市の職員である方が何人かいらっしゃいますけれども、その方々は市の職員という身分を持っていますので、指定管理になった場合に嘱託の方であったり専門職の方はひょっとしたら制服が変わるかもわかりませんが、市の職員の方はいろんな方向で、市の中で活躍されると思いますけれども、何かお考えがあれば一端をお示しいただければと思います。

**健康福祉部長（山田正人君）** 現在、借楽園には市の正規職員、これは園長、それから事務員が1人、保健師が1人、生活相談員が2人、この正規職員につきましては、指定管理に出せばこちらに引き揚げます。嘱託職員は、支援員が現在4人、それから調理員、栄養士がおります。こちらはこの議案を通していただければ、聞き取りをした上で、社会福祉法人恭

和会のもとで引き続き偕楽園で働きたいという要望があれば、その方は社会福祉法人恭和会に引き続き雇って欲しいというふうな願いをしたいと思っています。

**委員（三輪順治君）** わかりました。私が言いたいのは、園長は管理職でしょうけど、専門介護をされている方とか、今おっしゃった中で保健師の方もいらっしゃいますが、必要とされる部署をご本人のご意思も参考に、職員としての能力を引き続き発揮していただきますようによろしくご指導をお願いしたいと思います。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

**委員長（簀戸利昭君）** 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

**委員長（簀戸利昭君）** 本日の所管事務調査事項は、エコカレッジ設立から廃止（閉鎖）までの経緯について、市内における児童虐待について、ふれあいスポーツフェスティバルにおける障害者に対する駐車場の配慮についてでございます。

ほかに不測の事態により緊急に所管事務調査事項として追加すべきと思われる提案がございましたら、ご発言を願います。

〈なし〉

〈エコカレッジ設立から廃止（閉鎖）までの経緯〉

委員（三輪順治君）      ご丁寧な説明ありがとうございました。まず、失敗の原因を3つ挙げられました。

過疎地、中山間地で学ぶべきこと、失敗に学ぶではありませんが、こうした先導的な中古専門書のインターネットを活用した販売というのは非常に魅力ある分野だったにもかかわらず、過疎地がゆえに雇用者が集まらなかったというのはいかかなものかという、私は直観を覚えております。どこまで努力して、定員20枠に対して頑張られたのか。もう終わったことですから言いませんが、これは非常に井原市がおくれている現状を物していると思います。いろんな問題はマーケティング調査から始まって、その分析とそれから拡大に向けて新しい分野を開拓するにしても、やっぱりその基本的なことがなされてなかったというのは非常に残念です。

それから、国庫補助にかかわる要件が厳しくなったというのは、これは国のやり方があるんでしょうけども、激変緩和があったかどうかはわかりませんが、これは本来の趣旨であろうと思いますので、この点については私はとやかく言う立場じゃありません。

それから、3点目の原因の代表者が福祉系の先生になったからというのは全く理解がいきません。今でもいきません。そんな身勝手なことをして、井原市の財産を議会の議決までして無償で貸し付けて、おまけに県の農山村サテライトオフィス等誘致事業の制度を利用して改造したにもかかわらず途中でぶち投げるとするのは、雲南市の事業所を元職員に後を継がせたということなら、井原市の事業所でもできたはずなんです。あるいは、もっとほかに情報を早く出してもらえば後継者が見つかる可能性もあった。

これはもう過去のことですから言いませんが、こちらのほうから所管事務に上げさせてもらった結果、こんなことがわかったんですから、先ほど担当次長がおっしゃいましたように、今後は報告、連絡、協議、相談していただくことで少しは緩和されるのかなと思っておりますが、いずれにしても腑に落ちない理由ばかりです。国の補助はしょうがないと思います。

それから、雲南市の事業所の現状は、私は詳しくはわかりませんが、恐らく島根県のホームページに就労継続支援A型事業所の財務状況が多分載っていると思います。この分野が数年前は非常に脚光を浴びて、恐らく全国的には売り上げがたくさんあったと思います。しかし、いかんせん専門分野の増床の利用ですから、これについては私は見通しが甘かったと言わざるを得ないと思います。いずれにしても、そういう形で雲南市の事業所が続けられることはうらやましい。議会まで一緒になって応援したにもかかわらず、井原市がこんなかっこうになってしまって本当に残念、遺憾です。

それから、就労継続支援A型事業所については、今井原市には●●●というのがあって、順調な経営をされているということでございますが、就業者の方が地域とともに暮らすという共生社会の実現のためには、もう少しいろんな情報を得る中で、県の情報だけじゃなくて、既存の市内事業者の方々の理解、特に農作業とかあるいは単純な作業でもいいんですけども、どんどん皆さんが一緒になって地域で暮らしていくという発想でやっていただければなというふうに思っています。

もうこれは終わったことですから幾ら言うてもいけないので、最後に1点だけ、これは質問します。なぜ代表は井原市に目をつけたんですか。井原市から誘いをされたんですか。それだけ聞かせてください。

**健康福祉部次長（沖津幸弘君）** 井原市から声をかけたのかということでございますが、これは●●代表のほうから声がかかったものでございます。まず、井笠広域観光アドバイザーをその前から●●代表がされておりまして、その関係で井原に目をつけられたのかなというふうに理解しております。

**委員（大滝文則君）** この補助金については、先ほども三輪委員のほうからありましたが、確認のために二、三、お聞きするんですけども、この支払い基準の要綱の名称というのは井原市福祉基金助成事業ということで、この要綱をもとにその補助はされたということでよろしいでしょうか。

**健康福祉部次長（沖津幸弘君）** 井原市農山村サテライトオフィス等誘致事業補助金交付要綱でございます。

**委員（大滝文則君）** 井原市の250万円分のことをお聞きしているんですけど。

**健康福祉部次長（沖津幸弘君）** 井原市農山村サテライトオフィス等誘致事業補助金交付要綱でございます。

**委員（大滝文則君）** その要綱は今あります。

**健康福祉部次長（沖津幸弘君）** ございます。

**委員（大滝文則君）** その要綱は、その間に例えば改正とか何かということをしていることはありますか。

**健康福祉部次長（沖津幸弘君）** ございません。

**委員（大滝文則君）** それでは、後ほどその要綱自体をお示しいただくことはできますか。

**健康福祉部次長（沖津幸弘君）** それは可能です。

**委員（大滝文則君）** よろしくお願いします。

もう一点、先ほど補助金のあり方という中で、事業をするということが基本にある中で、



3年以上事業を実施するというくくりがあるわけですが、そういうことで3年たったからやめてもいいんだというような補助要綱というのは、補助金のあり方とすれば、市民の貴重な税金の使い方とすれば非常に好ましくないというふうなことを思うわけですが、国のほうでは補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律というものがある中で、やはり市民の税金であることと国民の税金であることを鑑みて、特にそういうことを留意して予算の定めのもとに従い、公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない、これは基本だと思うんです。

そういう中で、ほかにも市内の大きな補助金で3年たったから事業をやめようかというような話も、これは確かな情報かどうかはわかりませんが、そういうことも聞いておりますから、今後そういったことのないように、これを教訓に補助事業のあり方についてより慎重に行っていただきたいと思うんですけれども、これについて、副市長、どういうふうに思われますか。

**副市長（猪原慎太郎君）** 先ほど大滝委員がおっしゃられたこと、まさにそのとおりであろうと思っております。3年たったからいいということではなく、要綱の検討も大事なことであるとは思いますが、最初の事業を認める際により慎重に事業者について調査するなりしまして、最初の段階でしっかりと検討することが必要であろうかとも思いますし、先ほどおっしゃられたように、補助金のあり方、3年、5年、いろんな考え方はあるんだろうと思いますけれども、今後、市のほうで交付要綱等を検討していく中で、おっしゃられたことはしっかりと検討していきたいと思えます。

**委員（大滝文則君）** よろしくお願ひします。ご存じでしょうけれども、先ほどお示しした国の適正化に関する法律の受益者側の補助事業を受ける方の考え方についても、補助金の交付の目的または間接補助金等の交付もしくは融通の目的に従って、誠実にその事業を続けなければいけないということがありますので、そのことについて確認しながら確かな事業になるように、それこそ確かな指導ができるようによろしくお願ひしたいと思えます。

**委員（藤原浩司君）** エコカレッジのことですけど、実際はもう終わったことなので三輪委員が言われるようにこれ以上追求することもないんですけど、これは失敗した要因としてまた一ついい方向に向けていただければいいなと思うんですが、それに1つプラスして、就労継続支援A型事業所っていうのはもともとが自立支援のための事業所でございます。就労継続支援A型事業所だから雇用契約は結ぶわけですから、最低賃金は払わなくてはならない。中には障害を持った方で半日しか働けない方もおられるかもしれません。でも、一応は契約をされるわけですから、最低賃金を支払われているか支払われていないかということ、障害を持った方が市の窓口へ行って相談する。例えば私は給料をこれだけしかもら

ってないと、これじゃ生活できないというふうに言える場所がわかるようにしていただきたいんです。

というのが、就労継続支援A型事業所のこのエコカレッジへ行かれた方でも、本当に就労継続支援B型事業所より少しいいぐらいで、岡山県の最低賃金を下回ってお支払いになっていたという事実があるんです。これは、障害者の方からも聞き入れしていますし、それ自体がはっきりと言うと法律違反なので、そういうところも含めて皆さんと共生し、自立支援をしていく中でやっていかないと、この井原市第7次総合計画の中に載っていることをやっぱりきちんと部局も守っていただいて、障害者が自立して生活していけるような形の給料体系で払っていただくように、そこはきちんとバックアップをとっていただかないと。

井原市障害者福祉計画のことで、井原市障害者施策推進協議会という会議があって、就労継続支援A型事業所●●●●●●●●●●が来られていたんですけど、聞き取りをさせてもらう中で、経営内容が去年から●●●●●●●●●●をしていただいているので大分よくなるにはなっていると思うんです。今年度とかは特によくなると思うんですが、その●●●●●●●●●●に話を聞きましたけど、実際はお金が少ないと。実際どのぐらい払われているんですかというふうに言いましたら、私どもは障害者の方が5、6万円になればいいんですというようなお話を直接聞かせてもらいました。

就労継続支援A型事業所を●●●●●●●●●●が5万円、6万円になればいいんだというような認識を持っていること自体が就労継続支援A型事業所の認可を受けている意味がないと思うんです。それに対してはやっぱりそれなりの仕事を出していかなければいけませんし、この市の庁舎とか市の持っておられるさまざまな公共施設の掃除をしていくのも適正な価格で出してあげなくてはなりません。ですから、最低賃金は絶対に払ってもらって、最低でも月に15万円はないと、保険も掛けるわけですから、それから差し引かれますと何も残らないでしょ。自立支援のための施設であれば、やっぱり自立していけるような給料体系をちゃんと市のほうも障害者の方から聞き入れをするようなことぐらいはやっていただきたいと思うんですけど、それはどうでしょうか、できませんか。

**健康福祉部次長（沖津幸弘君）** 現在のところ、そういう支払われてないとかという事実は私どものほうは承知しておることはないんですけど、そういう事実があるということになれば、監督権者である岡山県と一緒にそういう話を進めていくことは必要なことだと思っております。

**委員（藤原浩司君）** そういう苦情があってそういうことをするんじゃなくて、就労継続支援A型事業所の認可を受けて、この井原市にそれを開設されたときからきちんとやっていただかないと、障害者の方はいつまでたっても自立支援できませんよ。行政のほうも、形ば

かりで福祉福祉といっても、実際末端が全然できてない、要はバックアップもとれないし調査もとれてないわけじゃないですか。本当に行政は表向きはいい看板を出しますよ。でも、裏を支えておるのは本当にすぐ折れるようなくいを何本かつけて支えておられるという、そういう形が見受けられるんです。

井原市のことですから、井原市に就労継続支援A型事業所ができたのならその時点で本当の給与体系がどういうふうになっているのか。まとめて決算報告書を県のほうへ出しますので、さっぱりわかりませんし、またいろんな運用の中で経費のことで帳面はきちんと出されないという改ざんもできますので、実際が。そのあたりは結局そういうバックアップがとれてないから、やはり改ざんをしていくわけですよ。今はもう法律が変わって補助金は経費だけで、絶対に日当とかには加算できませんので。ですから、そのあたりは、できたときからきちんと県と一緒に相談していただいてバックアップをとっていただけるようにしていただきたいんですが、次長、どうですか。

**健康福祉部次長（沖津幸弘君）** 平成29年度に制度改正がございまして、厳しくなったという機がありました。その際にも、市も県と一緒に立ち会って話を聞いております。今後とも、県と相談して、先ほど藤原委員がおっしゃいましたとおり、必要があればそこに出向いて一緒に話を聞くようにしたいと思っております。

**委員（藤原浩司君）** それと、そういう就労継続支援事業所で月曜日から金曜日に働く障害者の方が、たやすいように相談窓口を設けていただくこともお願いしたいんですが、それに対してどう思われますか。

**健康福祉部次長（沖津幸弘君）** 現在、福祉課の中へ障害者福祉係がございまして。そこに相談していただくということがございます。それから、今回、本会議でもございましたとおり、今、井笠地域全体で相談支援体制をとっているものを来年度からは井原市へ独立して専門機関を設けたいと思っておりますので、その中でも相談体制は充実していくものと考えております。

**委員（藤原浩司君）** 確かにいいことをされるからいいんですけど、就労継続支援A型事業所で働かれる方っていうのは普通のサラリーマンの方と同じで日曜、祭日、土曜日が休みかどうかはわかりませんが、勤務時間以外のときに相談できるような状態をつくっていかれているのでしょうか。

**健康福祉部次長（沖津幸弘君）** 現在のところ、そういう意味での土日とかで開設していることはないです。

**委員（藤原浩司君）** 障害者のために合理的配慮というようなことがありますよね。これって何のためにあるんですか。障害者の方が一般社会と共生するために皆さん理解をして、

障害者が相談できるような窓口をつくるのが当たり前であって、普通の車を運転して相談に行ける人や休みをもらえる人がいる中で、休みももらえないで働きに出られる障害者の方にもやっぱり合理的配慮をしていただかなくてはならない。その大きな施設ができたなら、それはそれでいいでしょう。でも、この井原市の相談窓口があるんですから、その井原市の相談窓口を1歩2歩、前に進んだような形で相談できるような方法はとることができませんか。

**健康福祉部次長（沖津幸弘君）** 段階を踏んでそういう相談しやすい場所というものをつくっていくことは必要かと思いますが、今すぐにそこでということは難しいかと思います。

**委員（藤原浩司君）** 今すぐにといて、今、窓口があるわけじゃないですか。世の中には今、文明開化ですから転送電話もございますし、担当部局の次長なり部長なりに電話がつながるようにしたらどうですか。それから、課長、主任、そういう方が当番でやられたらどうなんですか。そういったアイデアもつくって、やはり普通の健常者ではないんですから、合理的配慮をしながら、その方々が本当に給料をもらっているとか、苦情を言いたい、でも言えない。働きたいがゆえに、言うと首になるからと、私が言ったのがばれるからと、言えないって方もいらっしゃるんですよ。これは健常者の方も同じでしょ。そういうところに関しては、副市長、どうですか、合理的配慮をして相談がたやすくできるような相談窓口をとっていただかなければならない。それに対しては、例えば民生委員の方でも流用するかといったら民生委員の方はお年寄りしか目に入ってないんです、実際が。それ以上、回れないんです。じゃあどうするかというと、ここにある窓口をどういうふうに円滑に使っていくかということ、副市長、何とか早急に考えていただきたいんですけど。

**副市長（猪原慎太郎君）** 休みの日ですとか市役所が時間外のときの障害者の方からの相談への対応について柔軟な対応ができないかということでございますけれども、職員を時間外それから休日に常駐ということはなかなか難しい問題があるんだろうとは思いますが、先ほど次長が申しました今度、新しく広域でやっていた相談窓口を井原市独自の相談窓口を設けるということを検討していく中で、例えば事前に電話をしていただくとかそういったことで対応できる範囲、そういうことも検討させていただけたらいいのかなと思いますけれども、常に土日をあけていますよとか時間外もあけていますよということは難しいんだろうとは思っていますが、先ほど言いましたように、やり方についても今後、相談窓口の設置とあわせていろんな方面から考えていきたいと思っております。

**委員（藤原浩司君）** それでは大分時間がかかってしまうようですが、相談をすぐにでもしたい方はいらっしゃるの、いい方向に向けていっていただきたいなと思います。

それと、もう一つ、アイデアとして、アクティブライフ井原は土曜日、日曜日は休みじゃ

ないんですよね。そこの職員がおられるので、そこを受付窓口として、週が明けたらこういう方がこういうふうに相談に来られたということ、そこの窓口での相談について福祉課の相談窓口が動くという形もとれると思うんですけど、これに対してはどうでしょうか。

**副市長（猪原慎太郎君）** 今アクティブライフ井原ということ为例示して言われましたけれども、アクティブライフ井原という施設の特徴といいますか内容からしてどうなのかなということはありませんけれども、アクティブライフ井原に限らず、例えば市役所には宿直がございまして、基本的には24時間勤務をしております。要件を伝えて、その宿直から担当部局へ連絡をとって、担当部局からすぐ電話を折り返すといったことは十分可能であると思いますので、宿直での対応のほうがより柔軟に対応できるのかなという感じはしております。

**委員（藤原浩司君）** 何でもとにかくアイデアというものを使って、とにかく無駄な時間と無駄な労力は使わないようにしていただきたいんです。ですから、それはそういう形でやっていただければいいと思いますが。例えば、言葉が言えなかったら電話をかけられませんか、耳が遠かったら電話も聞けませんよね。そういう方のこともよくお考えになって、いいアイデアを使って、本当に福祉向上に努めていただきたいなとこのように思います。そうでないと、井原市障害者施策推進協議会という会も泣きます。それと、この井原市第7次総合計画も泣きます。それから、井原市障害者差別解消支援地域協議会という名前も泣きます。形ばかりじゃなくて、本当に内容の深いものを、アイデアを出して、若い人の考えもありましょうが、いろいろとやっていただきたいとこのように思います。

**委員（三輪順治君）** 副市長に感想だけ聞かせてください。

1, 500万円かけて幼稚園を改造したと、今お話を聞くと結構な改造なので、厨房もあり、トイレもあり、それから浄化槽があり、電気設備がある中で、財政課の立ち会いのもとでなっていれば多分現状は維持されていると思いますが、ここの山間地域において、例えば厨房があれば、あるいは広場があれば、地域の方が寄ってくる点において、前の広場も使いながらいろんな健康づくりもできると思います。

一つ、これは提案なんですけど、もし意見があれば言ってもらえばいいのですが、もう今さら原状復帰だなんていうようなことを言っても相当金をかけてやられていますから、しかもグレードが上がっていますから、地元の方と協議が入っていればいいんですけど、これは財産管理ですから財政課がおやりになるんでしょうけど、せっかくお金をかけた施設を、目的外使用になりますけれども、ぜひ地元の方へうまく利用していただくように、副市長のほうからこの委員会からそういう提案があったということをお伝え願えませんでしょうか。

**副市長（猪原慎太郎君）** 市の大変重要な財産でありますので、有効活用というものがこれからの大きな課題であろうと認識をしております。なおかつ、この施設につきましては、

1, 500万円もの改修費用をかけているということでございますので、なおさら有効に活用していかなければいけないと思っております。先ほど三輪委員がおっしゃられたようなことも伝えていきたいと思ひますし、有効活用のために、また外のほうから話があるのであればそういうところにも積極的に耳を傾けて、有効活用できる方策を考えていきたいと思ひます。

**委員（三輪順治君）** よろしくお願ひいたします。

なお最後に、平成27年12月に議決案件で、財産を特定の相手方に無償で貸し付けますよという議決をしました。しかしその議決した相手がもう契約解除でなくなった、そのときの議会としては、あるいは当時の市長としては、当時と市長は変わっていますけども、何ら責任はないんですか。

**議会事務局長（宮 良人君）** 先ほどの三輪委員のご質問といたしましうか、議会としての対応につきましては、また研究させていただいて、後日、報告をさせていただきたいと思ひます。

〈なし〉

#### 〈市内における児童虐待について〉

**副委員長（柳原英子君）** 先ほど、子育て支援課長から、6月のときより詳しくお話を伺いました。市としても、個別ケース会議のときに子供の状態をよく知る学童の先生方や子育て支援員を交えて会議をされるということを検討していきますというふうなお話があったかと思ひます。そういうふうに現場に沿ったような対応をいつもしていただけるような環境があればいいなと思ひますので、期待をしております。

それから、また一つお聞きするんですけど、先ほどから身体障害者の方々の相談窓口を新しく井原市につくるというふうなお話が出ておりますが、こういう方々の相談もそういうところで受けられるのでしょうか。

**健康福祉部次長（沖津幸弘君）** 先ほどの午前中の相談窓口を開設するという件の中へ子供虐待の児童、虐待として児童の相談窓口はどうなるかということですが、虐待としては子育て支援課と健康医療課で窓口を開いておりますので、そちらで願ひしたいと思ひます。発達障害とかそういう障害が絡んだ話になりますと、新しく設置する窓口のほうでも可能かと思ひます。

**副委員長（柳原英子君）** わかりました。

**委員（藤原浩司君）** 先ほど子育て支援課長から言われたんですけど、実務者会議へ放課後児童クラブの支援員の方に入ってもらおうというようなことを言われておったですか、それとも代表者会議ですか、どちらだったですか。

**子育て支援課長（岡崎祐一君）** 親御さんや子供さんに身近な関係の深い方、例えば放課後児童クラブの支援員の方などでございますけれども、同協議会における現場に最も近い会議といたしまして、個別ケース会議ということで設置をしております。こちらへ放課後児童クラブの支援員など現場に近い方の参画をいただいて、ご協力をお願いできたらと考えております。

**委員（藤原浩司君）** 近い方といわれると、ほかにはどこのどのような形の方をお入れになられるのでしょうか。

**子育て支援課長（岡崎祐一君）** 放課後児童クラブはもちろんなんですけれども、所属している学校あるいは保育園などでいらっしゃる方、そういう方にも入っていただく場合もあると思います。そのケースによって、やはり近いところにご協力をお願いしていきたいと考えております。

**委員（藤原浩司君）** 結構です。

**委員（三輪順治君）** 私は所管事務の範囲内であると思ってこれから質問します。

児童虐待の概念が、法改正により、体罰禁止というのが入っています。体罰禁止というのは、僕たちが生まれたころから考えると、学校でも地域でも家庭でも当たり前のようにげんこつを入れられて、親のあるいは地域のありがたさがわかった時代です。体罰禁止というのは、この児童虐待という概念に入ったんですが、いつごろから体罰という定義がなされ、そしてその体罰に対する対応の仕方というのはいつごろから具体化されるのか、関連してご質問させていただきます、虐待という点で。

**子育て支援課長（岡崎祐一君）** 児童虐待防止法ということで児童虐待を防止していく法律がございますが、その中で親の子供への体罰を禁止するようなことで、ことしの6月にそういう内容を盛り込んだ法律の改正が可決、成立ということで認識をしております。そして、親から子供に体罰の禁止ということが施行されるのは令和2年4月からというふうに認識しております。

**委員（三輪順治君）** 正式な名称じゃあないのかわかりませんが、「愛の鞭ゼロ作戦」という名称でしょうか、勝手に言うてはいけませんが。要は、体罰禁止というのは具体的な取り組み、シェルターにしても最終的には委員会で調査目的に資する中の一環でいろんなケースが出てきますから、そういう意味で聞いているわけです。体罰の定義や範囲が変わるといふことになると、当然のことながら我々も関心を持っていないといけない。今おっしゃった

来年の4月からその体罰禁止が発動されるまでに市はどのような取り組みをされようとしているのか、もしこの時点でわかれば教えていただきたい。

**子育て支援課長（岡崎祐一君）** 体罰の禁止に特化したことについて、市でこうしたというものは現在のところ具体的なものはございません。お聞きしているのが、こうした体罰禁止が令和2年4月から施行ということ、その施行より前に国のほうからガイドライン、指針的なものというのは今後、示されてくるということはお聞きしておるところでございます。

**委員（惣台己吉君）** 近年の社会情勢により、こういうことに対しての法が来年4月から施行されるに当たって、今までの対応に対してスピードアップができるわけですか。いくら法律を変えても、これが一番大切だと思うんですが。どういうふうになるのでしょうか。

**委員長（簗戸利昭君）** 広報、周知も含めてということですね。

**委員（惣台己吉君）** それと、担当される方の対応。

**子育て支援課長（岡崎祐一君）** 法の改正によります担当の対応ということでございますが、どういったものが例えば体罰になるとかならないとかということが現在のところ漠然とした状況でございます。今後、示されると予定されておりますものの中で整理をさせていただきまして、通告があつたりした場合の対応については、現在しておるような対応と同様なものになろうと思っておりますけれども、より迅速に的確な処理を進めていけるように今後も取り組んでいきたいと考えております。

**委員長（簗戸利昭君）** 広報というか周知の時期はという問い、対応はいつかというような質問もあったと思うのですが。

**子育て支援課長（岡崎祐一君）** 広報につきましても、広く知っていただくということはもちろん必要だと考えておりますので、国の通知等を参考にしながら、今後、的確な時期に周知も図ってまいりたいと考えております。

**委員（藤原浩司君）** 今の惣台委員の質問につけ加えさせていただきたいんですが、それこそ今、現状でいろんな実例があつたわけです。その実例の中で、何が課題かというのはもう全て執行部担当部局の方はわかりだと思えます。そういうことに加えて、本当に子供に近い方々の意見も踏まえた中で、新しい法律ができ、施行されるのが来年4月1日からですから、それに対しての市としての対応をきちんと協議した上でさらに啓発していただきたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

**子育て支援課長（岡崎祐一君）** 法律の改正ということでの対応についてということでございます。

最初の説明の中でも申し上げました井原市要保護児童対策地域協議会の構成員に児童相談所のメンバーもいらっしゃいますので、そういったところを通じて情報共有をさせていただ



きまして、指導を仰ぎながら的確な対応をしていきたいと考えております。

**委員（藤原浩司君）** 課長、誤解しないでください。その大きい組織のことを言っているんじゃないんです。この井原市であった事例がありますので、部局の窓口のほうで、上司も含めた中でいろいろな課題とか話は出たと思うんです。それに対してどういうことがいいんじゃないか、どういうことが足りなかったんじゃないかという反省点も踏まえた上での協議に入っていて、いいものをつくってそれを啓発してくださいということなんです。だから、井原市に特化したことで知り得た、また、研究されたことがございましょうから、それを最大限に活用するために、先ほど私が聞きました個別者会議へ出席される方々にも再度、意見を聞いて、来年4月に備えるようにしていいものをつくって啓発したらどうでしょうかということなんです。どうでしょうか。

**子育て支援課長（岡崎祐一君）** 藤原委員がおっしゃられますとおり、身近な方からの情報あるいはご意見というのはとても重要なことだと考えております。そうした方のご意見も踏まえた上で、そのケースに対応していったり、あるいは新しい法改正になったものについても対応していきたいと考えております。子供に一番いいのは何かということを念頭に置いた虐待防止軽減の対応をしてまいりたいと考えております。

**副委員長（柳原英子君）** 虐待死で年間50人ぐらい亡くなっているっていうのをこの前児童相談所の所長が井原市に来てお話しされました。大体半数がゼロ歳のうちに亡くなってしまうということです。先ほど子供が生まれた後のケアを健康医療課ですごくやってらっしゃるといことは、そういうことに関してもうすごくやったださっているんだっていうのを感じたので、虐待も子供が小さいときにお母さんが育児になれなかったりすることでどうしてもネグレクトになってしまったりとか、お母さんの心の問題がすごく影響すると思うので、今もしっかりしてくださっていますけれども、よりそういう面を支えていただけるようにしていただきたいなと思います。

〈なし〉

〈ふれあいスポーツフェスティバルにおける障害者に対する駐車場の配慮について〉

**委員（藤原浩司君）** これは、それこそ何年か前にも私は、ちょうど山田部長がまだ就任される前のときにもこれはお伝えしたんです。施設側の人からのお話をいただいたのですが、障害者の方を車からおろして、その車をとめに駐車場に行き帰ってきたときには行方不明になっていたというような事例があったらしくて、同一敷地内全部が使えると十二分に

対応ができるということが、去年もそれができていなかったということをお聞かせいただきました。今、次長から同一敷地内は全てそういうふうにされるということは聞きましたので、今後ともそういった細かいところですけどやはり本当に気持ちがいい気遣いというものは必要だと思いますので、それはそれとして進めていただければ私はそれで何もありません。

#### 〈なし〉

**委員長（簀戸利昭君）** 所管事務調査事項で、今回までに2件の継続審査がございました。それを継続するか否か、委員の皆さんのご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

**委員（三輪順治君）** 今回で終了すればいいと思います。

**委員長（簀戸利昭君）** 2件とも終了してよろしいでしょうか。

#### 〈異議なし〉

**委員長（簀戸利昭君）** それではそのように了承を得ておきます。

以上で所管事務調査については終わります。

ここで執行部の方にはご退席をお願いしたいと思いますが、何かございましたらお願いをいたします。

**副市長（猪原慎太郎君）** 閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

委員の皆様方には、長時間にわたりまして慎重にご審議をいただきました。また、適切にご決定もいただき、さらには各方面、いろいろな角度からの活発な議論もいただきました。今議会を通じていただいておりますさまざまなご提言、ご要望につきましては、今後の市政運営に生かしていきたいと思っておりますのでございます。本日はまことにありがとうございました。

**委員長（簀戸利昭君）** 執行部の皆様には大変ご苦勞さまでした。

#### 〈執行部退席〉

#### 〈その他〉

#### 〈市民の声を聴く会で出た意見の対応について〉

〈市民の声を聴く会の意見交換会で出た意見の処理について、別紙のとおり決定〉

〈議会への提案の回答について〉

〈別紙回答案のとおり決定〉

〈行政視察について〉

〈質問事項の提出期限及び行程について確認〉

委員長（簀戸利昭君） 以上で協議事項を終了いたしました。

閉会に当たり、議長、何かございましたらお願いいたします。

〈議長あいさつ〉

委員長（簀戸利昭君） 以上で市民福祉委員会を閉会いたします。

# 第9回 「市民の声を聴く会」意見交換会実施報告書

地区名： 全 地区

テーマ『

市民福祉委員会振り分け分

』 開催日： 令和元年8月

地区	番号	出された意見	振分先委員会						テーマの小分類
			総文	市福	建水	予決	議運	広聴	
荏原	5	小児救急医療の現状はどうなっているのか。課題ではないのか。(議会報告に対して)		A					医療
高屋	1	高校生まで医療費無償化の予算はいくらか。		A					医療費無償化
高屋	2	医療費無償化の財源は。		A					医療費無償化
高屋	3	医療費の無償化や学校にクーラーなど、経費のかかる事業が多い。しっかりと予算の管理していかなければならないのでは。	○	A					医療費無償化・学校施設
木之子	26	カフェ、サロンが木之子地区に6か所あるが、各地区集会所を整備してほしい		B					活性化、協働のまちづくり
木之子	27	各地区集会所の空調設備の整備		B					活性化、協働のまちづくり
木之子	28	高齢者が元気になることで家庭も守れ活性化するのではないか		B					活性化、協働のまちづくり
木之子	29	高齢者に対する施策を考えてほしい		B					活性化、協働のまちづくり
木之子	30	若者の移住で子供を増やす、子どもが主体の場、イベントや活動機会を増やす		B					活性化、協働のまちづくり
木之子	31	住民の雇用の場が欲しい、木之子は井笠地域の中心地、中央部なので公共施設を作ってほしい(焼却場等)		A	○				活性化、協働のまちづくり
木之子	35	保健センターを木之子に移転する、田中公園を子供広場や遊び場にする		A	○				活性化、協働のまちづくり
青野	7	地元議員だけでなく、ほかの議員も青野の活性化を訴えてほしい	○	B	○				活性化、協働のまちづくり
芳井	14	議員は現場に足を運んで、しっかりと見て、解決するまで取り組んでほしい	○	B	○		○		議会
大江	16	仲人が少ない、マッチングしてほしい(2件)		A					結婚
大江	17	市内で結婚紹介所を立ち上げてほしい		A					結婚
野上	6	福祉タクシーが使いにくい。(条件が厳しい)		A					公共交通
野上	10	病院への送迎が大変である。どうにかならないか。		A					公共交通

地区	番号	出された意見	振分先委員会						テーマの小分類
			総文	市福	建水	予決	議運	広聴	
野上	19	今後、通院の足が心配である。	○	A					公共交通
野上	28	通院がむずかしい。(片道タクシーを利用している)	○	A					公共交通
稲倉	20	高齢者の元気な方が集える場、働ける場の提供。		B					高齢化
稲倉	21	高齢化により自治会自体も統合等今後、検討すべきである。		B					高齢化
出部	31	敬老会の年齢を上げてほしい		A					高齢者福祉
出部	32	買い物支援、特に車のない人や免許返納した高齢者	○	A					高齢者福祉
出部	33	要介護や要支援の高齢者と家族を交えて話し合う		A					高齢者福祉
出部	34	年金はどこでどのようにすればいいのか、年金で利用できる施設がほしい		A					高齢者福祉
出部	35	買い物支援や病院への送り迎えで車に同乗してもらうが事故が心配でいつまでできない		A					高齢者福祉
出部	36	閉じこもり高齢者に声掛けする、家族や地域の人達が声掛けをする		A					高齢者福祉
出部	37	防犯も含め見守りのために見回りをする		A					高齢者福祉
出部	38	ごみ屋敷の問題は市役所に相談するのか対応が分からない		A					高齢者福祉
出部	39	少子高齢の長期ビジョンが見えない、福祉施設の充実、産科医の確保		A					高齢者福祉
出部	40	敬老会そのものの見直しが必要、高齢者に配布しているチケットの見直し		A					高齢者福祉
出部	41	民生委員の人選や確保について地域に丸投げはやめて(元教員などをお願いする)		A					高齢者福祉
出部	44	市民病院でクレジット払いなどキャッシュレス対応してほしい		A					高齢者福祉
出部	45	民生委員のなり手不足、介護認定に疑問がある		A					高齢者福祉
出部	46	高齢者夏フェスタを毎年開催してほしい、女性が元気なのがいい		A					高齢者福祉
出部	47	高齢者は毎食後に歯磨きをすることが大事だ		A					高齢者福祉
出部	48	75歳以上の定期検診がないのは不可解、もっと健康診断が必要だ		A					高齢者福祉

地区	番号	出された意見	振分先委員会						テーマの小分類
			総文	市福	建水	予決	議運	広聴	
出部	49	独居高齢者に民生委員が関わっているがもっと地域でも対応すべきだ		A					高齢者福祉
出部	50	75歳以上の敬老会行事の見直し、高齢者の居場所づくり		A					高齢者福祉
出部	51	サロンやラジオ体操などしているがもっとお金を使った行事、イベントがあればいい		A					高齢者福祉
大江	20	高齢者が元気であることが大事		A					高齢者福祉
井原	42	ブレーキ安全器機能への補助金を出してほしい。	○	A					高齢ドライバー
井原	55	免許返納後の対策が必要である。	○	A					高齢ドライバー
大江	22	子育て支援は充実している		A					子育て
大江	23	出産祝い金1千万		A					子育て
大江	24	大江に保育園がない		A					子育て
荏原	12	要支援者の登録が増えるための取り組みと定期的な見直しができいていないのではないか	○	A					災害
荏原	13	災害時等避難行動要支援者名簿の運用の仕方にも課題があるのではないか	○	A					災害
稲倉	16	幼稚園児、年少組は0人で年中組3人、年長組3人で小学生67人が現状である。10月から園児無償化になるが、今後どのように少子化対策をしていくのか掘り下げて対策をしてほしい。	○	A					少子化
稲倉	17	子育て世代にもっと優遇施策が必要。茨城県那珂市の施策を研究してください。		A					少子化
稲倉	19	井原市の子育て施策をもっとPRすべき。PRが足りない。	○	A	○				少子化
芳井	11	地区公民館の改修、修繕のための補助を拡充してほしい(世帯数が少ない地区は負担が大きい)		B					地域
野上	1	子供の夜間での病気が心配である。(市外の病院に行かなければならない)		A					地域医療について
野上	2	95歳以上の高齢者に8～9種類の薬が出ている。		A					地域医療について
野上	3	病院の機械が動かない時間の利用料が高い。		A					地域医療について

地区	番号	出された意見	振分先委員会						テーマの小分類
			総文	市福	建水	予決	議運	広聴	
野上	9	総合的な医療体制の整備が必要。		A					地域医療について
野上	11	医療ホットラインをつくってほしい。		A					地域医療について
野上	12	市内又は県内病院間でのデータの統一を図ってほしい。		A					地域医療について
野上	13	専門医が少ない。		A					地域医療について
野上	14	受診したい専門科のある病院が少ない。		A					地域医療について
野上	15	70歳以上の世帯を巡回してほしい。(看護師資格のある人で)		A					地域医療について
野上	16	市民病院の診療時間の延長をしてほしい。		A					地域医療について
野上	17	かかりつけ病院への直通電話をつけてほしい。		A					地域医療について
野上	18	井原市内に精神科の医者がいない。		A					地域医療について
野上	20	出張診断を希望する。		A					地域医療について
野上	21	出張してくれる医院がない。		A					地域医療について
野上	22	美星診療所は出張してくれるが、市民病院はしてもらえない。		A					地域医療について
野上	23	予防接種の出張接種を希望する。(風疹・麻疹を含む)		A					地域医療について
野上	24	健康診断の回数を増やしてほしい。受けやすくしてほしい。		A					地域医療について
野上	25	婦人科の設置を希望。		A					地域医療について
野上	26	市民病院での待ち時間が長い。		A					地域医療について
野上	27	薬の量が多い。(副作用が心配)		A					地域医療について
大江	26	マルシェ事業の拡大		A					地域づくり
稲倉	12	草刈は民家から50m以内は補助が出ない。高齢化が進み柔軟な対応が必要。		A	○				農業
高屋	7	保育士は自分の身を削って仕事をしている。保育士の待遇を改善してほしい。市のほうではどのように考えているのか。		A					保育

地区	番号	出された意見	振分先委員会					テーマの小分類	
			総文	市福	建水	予決	議運		広聴
高屋	4	放課後児童クラブの補助金についての使い道の報告管理は市役所ではどのようにしているのか。		A					放課後児童クラブ
高屋	5	放課後児童クラブの担当課を作るといった意見が出ているのは、今までの子育て支援課の担当がうまくいっていないからではないか。		A					放課後児童クラブ
出部	1	防災訓練がどれだけ役立ったのか、 実際に応じた訓練をするべき	○	A					防災
出部	4	持ち出し品の準備をしておく、 隣近所で日ごろから声掛けや避難準備をしておく	○	A					防災
出部	5	高齢者への声掛け、 家の中で垂直避難できるように指導する	○	A					防災
出部	6	非常食は行政がまとめて備蓄しておく、 お知らせくんで早めの情報を得る	○	A					防災
出部	13	リーダーの養成、育成、 連絡ルート、連絡網の確立	○	A					防災
出部	23	自治会非加入者や高齢者への対応	○	A					防災
出部	28	議員に苦言だが災害実態を素早く検証して行動してほしい	○	B	○		○		防災
木之子	4	弱者への配慮や避難順路など行動マニュアルを作成するべきである	○	A					防災
木之子	10	あまり使われていないため池の管理、高齢者への声掛け、障害者の避難対策	○	A	○				防災
木之子	13	高齢者、ペット問題の対策、特にシミュレーションが大事	○	A					防災
木之子	21	災害の恐怖で動けなかった、避難弱者の把握、対応	○	A					防災
県主	26	縦のつながりをしっかりとれる地域にするにはどうしたらいいか。現存のコミュニティーを活用していく。元気な人が多いのは良い事。	○	A					防災対策
井原	17	放し飼いの猫も多い。		A					その他
井原	45	高齢者の集いの場所「とまとさん家」に係わって12年が過ぎようとしている。井原市では少ない毎日型でやっているが、市として補助金は出せるか。		A					その他
大江	31	パートナーシップ制度		A					その他
稲倉	22	各地区で発展の凹凸がある。平準化を図る施策が必要。	○	A	○				その他



○ 議会への提案内容

内 容	協議先
西江原幼稚園内電柱に設置されている防犯灯が切れているため、地区住人及び夜間通行人が難儀をしています。 一時も早い交換を、お願い致します。	市民福祉

《回答案》

この度は、井原市議会へご提案をいただき、ありがとうございます。

〇〇様からいただきましたご提案につきまして、井原市議会から回答させていただきます。

西江原幼稚園内電柱に設置されている防犯灯が切れている件について、担当課(協働推進課62-9508)に確認したところ、「ご提案をいただいた防犯灯については、地元企業が管理している防犯灯であり、市が管理している防犯灯ではないため対応できない旨、提案者へ説明し了解をいただいております。

8月5日に提案者から、当該防犯灯の電球が交換されたとの連絡があり、この件については解決済であります」とのことでした。

今後も市民の皆様からのご意見等を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。